

著作権制度の思想普及および調査研究、ならびに著作物の 創作の振興および普及に資する事業への助成に関する実施細則

(目的)

第1条 この細則は、共通目的基金の執行に関する規程（以下「執行規程」という。）第2条第1号および第2号に定める、著作権制度の思想普及および調査研究、ならびに著作物の創作の振興および普及に資する事業への助成に関する実施上の細目を定めることを目的とする。

(対象分野)

第2条 執行規程第2条第1号および第2号に定める事業に対する助成の対象分野は、次のとおりとする。

- (1) 著作権思想普及・調査研究事業
著作権制度の思想普及および調査研究に寄与すると認められるもの。
- (2) 映像文化創造事業
 - ① 映像にかかわる著作物の優れた、独創的な創作または企画の振興およびそれらの普及に寄与すると認められるもの。
 - ② 監督、撮影等映像にかかわる著作者、実演家を育成すると認められるもの。
- (3) 映像文化創造環境整備事業
映像文化の創造を支える環境整備に寄与すると認められるもの。

(対象団体等)

第3条 執行規程第18条の定めにかかわらず、助成対象事業者は、当分の間、次のとおりとする。

- (1) 会員、C R I C。
- (2) 本会が認める会員関連団体、著作権関係団体。
- (3) 民法第33条2項の公益を目的とする団体（前(1)(2)の団体を除く。）。
- (4) 任意団体にあつては、規約、会則等があり、意思の決定および会計処理のための組織を有しているもの（前(1)(2)の団体を除く。）。

(助成対象期間)

第4条 第2条に定める事業に対する助成期間は、執行規程第19条第3項の定めに従い、会計年度（4月1日から3月31日まで）単位とし、事業が継続して複数年度にわたる場合であっても、単一会計年度単位の事業計画および助成金額に区分するものとする。

(申請手続)

第5条 第3条に定める助成対象事業者として助成金の支給を受けようとする場合の申請手続は、執行規程第19条第1項および第2項の定めにかかわらず、当分の間、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号に定める会員等
「助成申請書」(様式第6号)に「事業計画書」(様式第7号)および「収支予算書(様式第8号)を添えて、指定する期日までに本会に提出するものとする。
- (2) 第3条第2号に定める会員関連団体、著作権関係団体
前号に定める申請書類のほかに、定款、寄付行為、規約または会則等、ならびに役員名簿および前年度の事業報告・収支決算書を添えて、指定する期日までに、推薦を依頼する会員を経て、本会に提出するものとする。
- (3) 第3条第3号および第4号に定める団体
第1号に定める申請書類および前号に定める添付書類を添えて、指定する期日までに、本会に提出するものとする。

2. 助成対象事業者の候補として推薦する会員は、その申請者から提出のあった申請内容について、次の事項を確認し、適正と認められるものについて、「助成対象事業者候補推薦書」(様式第11号)により本会に推薦するものとする。

- ① 執行規程に定める要件に適合するかどうか。
- ② 積算の基礎が確実であるかどうか。
- ③ 金額の算定に誤りがないかどうか。
- ④ 申請の内容が客観的に遂行し得る事業といえるかどうか。

(選定方法)

第6条 前条の定めにより提出された助成申請書および添付資料は、共通目的委員会において次条に定める選定基準により厳正に審査、選考し、その結果を理事会に諮り、助成対象事業者を決定する。

(選定基準)

第7条 助成対象事業者として適正かどうかを判断する基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 執行規程第17条に定める助成対象事業の選定基準
- (2) 一般的基準
 - ① 助成事業の範囲、団体の資格要件、助成金申請額の算定基準等について、手続き、記載内容が適正であるかどうか。
 - ② 助成対象事業者として助成事業を遂行する能力(資金調達能力、財政力等)を有しているかどうか。
 - ③ 他の法制上の許認可等の制約がないかどうか、あるとすれば助成事業の遂行に際して支障がないかどうか。
- (3) 個別的基準
 - ① 独創性 内容に斬新な発想が認められること。
 - ② 計画性 テーマおよび内容が明確で、計画の実現性が確実であること。

- ③ 発展性 企画およびその助成が、現状を的確に捉えたものであって、かつ、今後の発展に貢献し、新たな展開を期待し得るものであること。
- ④ 影響力 企画およびその助成が、文化の創造に刺激を与えるものであって、社会的にも影響力を有するものであること。

(助成金額)

第8条 助成金額は、執行規程第20条に定める助成金の基準をもとに、共通目的委員会で審議し、理事会で決定する。

(助成決定通知)

第9条 事業への助成が決定した場合、その助成申請書および推薦会員に対し、「助成決定通知書」(様式第12号)により、助成金額、助成の条件および助成金支払方法等必要な事項を通知するものとする。

(他団体から受ける助成金との関係)

第10条 助成対象事業者は、本会からの助成金と重複して、他の団体から助成を受けることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この細則は、執行規程の附則1. に定める実施期日に合わせ、平成12年11月15日から実施する。
2. この細則は、執行規程の附則1. に定める実施期日に合わせ、平成21年12月16日から実施する。